

令和5年第10回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年10月16日(月) 午前8時47分～午前9時28分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	12番	佐 藤 国 雄	13番 佐 山 秀 夫

4 欠席委員 (1人)

9番 工 藤 元 伸

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第47号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第48号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第49号	農用地利用集積計画の決定について
議案第50号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	事務局長補佐	工 藤 英 樹
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、工藤元伸委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第21号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年9月受理分は、相続が4件、総面積33,032㎡、田が6筆12,449㎡、平畑が5筆7,928㎡、樹園地が7筆12,655㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
福澤主事	報告第22号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号23番は、大字東野添字漆原新田の田、ほか2筆合計925㎡を賃貸人の都合により、令和5年9月21日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事	議案第47号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が2件です。 6ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号33番は、松原の田、3,570㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 7ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号43番は、追子野木一丁目の田、ほか1筆合計1,442㎡を親から子への贈与のため、取得するものです。 受付番号44番は、東野添字漆原新田の田、ほか2筆合計925㎡を贈与のため、取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。

石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る１０月５日、長内康之委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 (１) 賃借権設定です。 受付番号３３番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、水稻の栽培が行われます。 (２) 所有権移転です。 受付番号４３番は贈与のための申請です。 現況は田、畑で、権利取得後は水稻、やさいの栽培が行われます。 受付番号４４番は贈与のための申請です。 現況は田で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった３件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	所有権移転の受付番号４４番について、詳しく説明をお願いします。
工 藤 主 事	受付番号４４番の申請地につきましては、中間管理事業を活用して賃貸借をしていましたが、賃借人から田の水捌けが悪く耕作することが難しいと申出があったことと、申請地の隣地を耕作している譲受人から申請地を取得したい旨の相談があり、譲渡人も申請地を手放したい意向があったため、報告第２２号のとおり３者間で合意解約し、その後、贈与の申請となりました。
佐山秀夫委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４７号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４８号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第４８号は、農地法第５条第１項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

	9 ページをご覧ください。 受付番号 13 番から 15 番は、同一者による申請です。 申請人は記載のとおりです。 土地表示は、柵ノ木三丁目、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は 5 筆合計 1,698 m²、建築資材置場及び事業用駐車場用地とするため取得したいとの申請です。 現況が原野であります、農地の立地上で農地転用許可が必要であることで、県に確認しております。 農地区分は、都市計画用途地域にあたり、第 3 種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3 番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、5 条申請があった土地について、去る 10 月 5 日、長内康之委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号 13 番から 15 番は、建築資材置場及び事業用駐車場用地として取得するための申請です。 場所は、黒石中学校から、東南へ約 200 m の位置にあり、周辺の状況は、中央に幅 6 m の道路、西北側は住宅地、東側は市道となっております。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、作業所から近く連携して作業ができ、好都合であるとのことでした。 申請地は原野の状況であり、現状は平地であることから、樹木を伐採して若干の碎石等の補充、整地を施すだけであり、周辺に被害を及ぼすおそれはなく、雨水等は敷地内の自然浸透による処理とのことでした。 以上のことから、今回の申請 3 件は、農地転用することで周辺に影響することは、無いものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	受付番号 13 番から 15 番について、都市計画区域内に属しており、現況はあきらかに原野で、非農地として処理するのが通常だと考えられますが、何故、今回は非農地にできないのか、理由や経緯について詳しく説明をお願いします。
中田事務局長	今回の件につきましては、県と協議しての手続きとしております。経緯、詳細については、改めて報告いたします。

長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４８号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４９号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第４９号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙１１ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が２件、所有権移転が４件です。 (１) 賃借権設定です。 受付番号７４番は、大字竹鼻字北野田の田、ほか２筆合計４，５７１㎡を１０年間１０ａ当たり２２，０００円で、新規設定するものです。 受付番号７５番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号７５番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか１筆合計５，０６３㎡を１０ａ当たり１２，０００円で１０年間の設定です。 １２ページへ移ります。 (２) 所有権移転です。 受付番号３６番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の畑、ほか１筆合計１，９２２㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号３７番は、大字三島字宮元の田、１，８０１㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号３８番は、大字上十川字留岡六番の樹園地、ほか１筆合計４６９㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 １３ページへ移ります。 受付番号３９番は、大字高館字甲里見の樹園地、７１３㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第49号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第50号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第50号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 15ページをご覧ください。 受付番号7番と8番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 受付番号7番は、農地の所在は八甲、登記地目、現況地目ともに田で、変更面積は、2,311㎡で、資材置場及び従業員駐車場用地とするものです。 農地区分は、第1種農地と判断されますが、西側は市道、南側隣地に同事業会社があり、集落と接続していることから、農振除外後も、近隣農作物に被害を及ぼす影響はなく、周囲はL型擁壁を設置し土砂等の流出防止を図るとともに、雨水等はU字溝から水路へ排水しますので、転用することに問題ないものと思われま。 受付番号8番は、農地の所在は末広、登記地目、現況地目ともに田で、変更面積は、1,688㎡で、従業員駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されますが、西側は市道、南側隣地に同事業会社があり、集落と接続しており、敷地周囲は、崩れ防止を施した安定勾配のり面により土砂の流出を防止し、雨水等は敷地内での自然浸透により処理します。 農振除外後も、転用することに問題ないものと思われま。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、農振農用地区域からの除外の申請があった土地について、去る10月5日、長内康之委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号7番は、場所は16ページです。 図面番号7のとおり、黒石東小学校から東側へ約753mに位置しており、

		現況は田です。 平成２２年８月に会社設立し、橋梁架設・鳶工事等を行っているが、事業拡張・拡大が進み現在所有の資材置場及び従業員駐車場が狭小傾向となり不足の状態であるため、拡張するものです。 受付番号８番は、場所は１７ページです。 図面番号８のとおり、中郷中学校から北側へ約４６１ｍに位置しており、現況は田です。 従業員の駐車場が手狭になり、駐車場を拡張するものです。 以上、７番と８番は、申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は転用見込があるため、農振除外することに問題ないと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第５０号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和５年第１０回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前９時２８分 終了 黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名する。

令和5年10月16日

議長 末立 康行

議事録署名者 木村 功

議事録署名者 高橋 英子